議１１

発委第１号

議会改革特別委員会設置について

上記の議案を次のとおり、地方自治法第１０９条第６項及び南房総市議会会議規則第１４条第２項の規定により提出する。

令和８年９月７日提出

南房総市議会議長　　石　井　　教　宇　　様

提出者　南房総市議会運営委員会委員長　　阿　部　　美津江

議会改革特別委員会設置について

１　名　　称　　議会改革特別委員会

２　設置の根拠　　地方自治法第１０９条及び南房総市議会委員会条例第６条

３　目　　的　　議会基本条例を制定し、開かれた議会の実現と議会機能の充実・強化を図り、市民の負託に応え、議会改革を推進するため、委員会を設置する。

４　委員の定数　　９人

５　期　　間　　調査終了までとし、閉会中も継続して調査する。